

總務文教常任委員會資料

令和 2 年 10 月 9 日

總務財政部 稅務課

目次

平成30年度市県民税課税誤りについて ······ P 1

平成30年度市県民税課税誤りについて

1 概要

平成30年度市県民税について、eLTAX 又は税務署において確定申告された内容が税額に反映されていない事例が判明しました。

税務署での確定申告情報については、国税連携システムにより電子データで受領し、基幹系システムへの連携処理を手作業で行っていますが、この連携処理（平成30年4月受領分の一部）が行えておらず、市県民税の更正又は賦課決定が正しく行われていなかった納税義務者があったものです。

2 対象者及び影響税額

市県民税に対する納税義務者数及び影響額は次表のとおりです。

対象となる納税義務者の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、福祉医療及び介護保険料について確認を行った結果、税額増のうち2人については、国民健康保険税額が増となります。

【市県民税影響税額】

	納税義務者数	影響税額合計	最高影響税額
税額増	6人	698,600円	431,700円
税額減	3人	21,300円	12,500円

【参考：国民健康保険税影響税額】

	納税義務者数	影響税額合計	最高影響税額
税額増	2人	122,000円	90,900円

3 今後の対応

個別に対象者に謝罪と説明を行うとともに、市ホームページ等でお詫びと経緯説明を行います。

4 再発防止策

マニュアルを見直し、定期的なデータファイルの確認と処理済みデータについては消去又は処理済みフォルダに移行することを徹底するとともに、課内で情報を共有し、再発防止に努めます。

また、事務処理の自動化など、人為的なミスが発生しない体制についても研究を進めています。